



## ネット通販の落とし穴!?

### 定期購入トラブルの事例をチェック!



SNSの広告で「定期縛りなし」のサプリを見つけて、1回限りでお得に試せると思って注文したら、2回目が届いちゃった…。

えー!?! 「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」という意味だったなんて、思わなかったケロ!



#### 《 トラブル事例 》

- 初回は500円、2回目以降は1万円などのように、初回は安く、2回目以降が高額料金
- 広告には「24時間365日簡単に解約可能」と書いてあったのに、実際はSNSの登録など手続きが面倒
- お得な「特典」を付けたら、途中解約ができない内容になっていた

通信販売で商品を購入する場合には、**最終確認画面**に表示される契約条件(数量、回数、期間など)をよく確認しましょう。

ネット通販では、最終確認画面の**スクリーンショット**を習慣化しましょう!

#### 最終確認画面

注文内容

初回	500円
2回目	3,300円
3回目	3,300円
4回目	3,300円

キャンセル・返品・解約について

注文を確定する

# 引っ越しトラブルにご注意！



新生活を迎える3月から4月頃になると、全国の消費生活センター等に引っ越しに関する相談が増加します。

相談事例では、「引っ越し事業者によって壁や家具を傷つけられた」など、傷や荷物の紛失、その補償に関するものや、「オンライン上で見積もりを取って契約したが、荷物がトラックに乗りきらず積み残された」「見積もり後に契約しないと伝えたら、引っ越し事業者が置いて行った段ボールを送料負担で返すように言われた」といった見積もりに関するものも見られます。



## 【消費者へのアドバイス！】

- 引っ越しの見積もりは依頼内容や自分に合った方法で依頼しましょう。
- 引っ越し事業者から渡される書類はしっかりと読み、疑問や不安な点は事前に確認しましょう。
- 契約締結前に段ボールなど資材の提供を受ける際は、その取扱いを確認しましょう。
- 損傷などのトラブルに備えて、引っ越し前後の状況を記録しましょう。

泣き寝入りは188(いやや!)  
と覚えてケロ!



困ったときは、

**消費者ホットライン「188(いやや!)」番**にご相談ください。

## 3月・4月の消費生活法律相談日

- 3月 11日(水) (午後2時30分)
- 4月 8日(水) (~午後4時30分)

弁護士が無料でアドバイスします。

**事前予約**が必要ですので、右記まで電話でお問合せください。

## 山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》月曜~金曜 9:00~17:00

《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちらから→

